

現行民法典を創った人びと (5) 主査委員 2 : 箕作 麟祥・村田保

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院教授

<https://hdl.handle.net/2324/15932>

出版情報 : 法学セミナー. 54 (9), pp.72-73, 2009-09-01. NIPPON HYORONSHA
バージョン :
権利関係 :

主査委員②——箕作麟祥・村田保

九州大学教授 七戸克彦

箕作麟祥(1846-1897)

1 蘭学者・箕作阮甫の子はいずれも女子であり、長女さき(せきから改名)は呉黄石に嫁ぎ、(二女は夭折)、三女つねと結婚した菊池秋坪、四女志んと結婚した佐々木省吾は、ともに阮甫の養子となった。箕作麟祥²⁾は、弘化3年7月29日省吾の一人息子として生まれるが、同年12月に父は病死し、後年、母(ちまと改名)は、姉つねと死別した秋坪と再婚している³⁾。

祖父阮甫からまず漢学を教わった麟祥は、蕃書調所に入り蘭学を学んだ後、中浜万次郎(ジョン万次郎)について英学を学修、文久元年(1861年)には弱冠15歳で蕃書調所の英学教授手伝並出役となる。その後、元治元年(1864年)には外国奉行支配翻訳御用頭取となり、福沢諭吉・福地源一郎と、英文の外交文書の翻訳に従事。箕作麟祥といえば仏法学者のイメージがあるが、彼は元来「英学者」であって(英語力は福沢より上といわれる)、仏語の勉強を始めるのは、慶応3年(1867年)パリ万国博覧会に派遣された徳川昭武に随行して、渋沢栄一らとともに渡仏して以降のことである。

2 帰国後の明治元年、維新政府の下で、箕作は、開成所御用掛から兵庫県御用掛となって新設の神戸洋学校教授に着任、時の兵庫県令・伊藤俊介(博文)は、騎馬で出迎え歓迎を表した。翌明治2年には東京に戻り、外国官(外務省の前身)翻訳御用掛となるが、外交官を好まず、同年大学中博士(大学南校)に転ずる。なお、同年開いた私塾・共学社には、井上正一・岸本辰雄らが学んだ。法律分野への進出も、同年参議・副島種臣からフランス刑法典の翻訳を命じられて以降であるが、その成果『仏蘭西法律書』につき、箕作自身「間違ひだらけの本」と述懐しているように、当時の彼の仏語能力は未熟であり、会話もできず通訳に頼っていた有様で、留学を願い出るも叶わず、代わりに雇われた外国人教師がブスケであった(明治5年来日)。翌明治6年にはボワソナードも来日し、以後、彼の下で法典編纂に従事した箕作の仏語能力は格段に向上したといわれる。ただ、後年、「英と仏とどちらが読みよいか」との磯部

明治21年11月撮影(42歳)¹⁾

四郎の問いに対して、箕作は「実は英書である」と答えている。なお、法典調査会時代には、独語文献も読めるようになっていた。

3 一方、法典調査会において、箕作は、主査委員中より整理委員に命ぜられ、また、第18回主査会(明治27年1月12日)を西園寺公望

副総裁が風邪で欠席した際、横田国臣の「夫レデハ箕作さんニ議長ヲ御願ヒ申シマセウ」との提案で「仮議長」に決まる⁴⁾。なお、同年10月西園寺は伊藤に対し、副総裁を箕作に譲りたいとまで願っている⁵⁾。

4 旧幕時代の同僚・福沢諭吉は、箕作に「君の技倆を以て、役人などをして居るのは、愚ちやあないか、それより代言人になったらよからう」と勧めたが、箕作は現在の地位を好んだ。また、私塾による教育活動についても、呉文聰は「引続いて育英事業に関係して居られたなら、慶應義塾や何かと相対するものになったらうと思ふ」とするが、福地源一郎もいうように、箕作の血は、法律家や教育者ではなく、学者の血、しかも古いタイプの学者の血(津田真道の評する「字引学問」の人)であった。

1) 『写真出典』潮見俊隆=利谷信義(編)『日本の法学者』(日本評論社、1975年)2頁。

2) 「麟祥」の名は、祖父阮甫が書経からつけたが、読み方については、麟祥自身も教えてもらっておらず、明法寮勤務時代、公文書に振り仮名を振る必要から、同僚の漢学者・鷲津毅堂に相談して「あきよし」に決めたという。

3) なお、秋坪の先妻との間の長男が箕作奎吾(地理学者)、二男は父の実家を継いだ菊池大麓(東大・京大総長)、三男が箕作佳吉(動物学者)、四男が箕作元八(西洋史学者)で、菊池大麓の長女たまは美濃部達吉の妻、二女千代子は鳩山秀夫の妻、三女冬子は末弘巖太郎の妻であるから、麟祥は彼らの叔父格に相当する。なお、麟祥の二女操子は長岡半太郎(物理学者)の妻となる。

4) なお、「仮議長」の呼称は、組織改編後の第2回委員会(明治27年4月10日)以降、「仮」がとれて単に「議長」の呼称となる。

5) 明治27年10月10日付西園寺発伊藤宛書簡『伊藤博文関係文書(第5巻)』(塙書房、1977年)51頁。

村田 保(1843-1925)

1 村田 保の本籍・生年につき諸資料の記述は一定していないが、天保13年12月29日唐津藩士浅原耕司の子として大阪中之島唐津藩蔵屋敷に生まれ、10歳で江戸に出た後、村田鎌六の養子となったらしい。明治元年昌平学校出仕、翌2年教授試補となり、明清律学者として、元町奉行所たる刑法官(翌3年には刑部省)に設置された新律編修局で、水本成美・鶴田皓らと新律取調に従事、明治3年12月27日新律綱領を完成させる。ところが、その間、箕作麟祥訳のナポレオン刑法典の影響を受け、渡航先を清国から欧州に変更して、明治4～6年イギリス・ロンドンにて刑法調査。帰国後の明治7年司法省権大解部、大解部から、太政官五等議官に補せられて、刑律改正取調に従事し、明治10年には刑法草案審査委員、12年には治罪法草案審査委員(いずれもポワソナード起草)となる。

その後、明治13～14年には法制調査のためドイツに派遣され、グナイストから行政裁判所法、モッセから憲法、アドレーから自治制、ペルネから刑法の教授を受ける。帰朝後は参事院議官補から翌15年太政官権内務大臣大書記官、内務省取調局長、17年元老院大書記官、翌18年元老院議官に昇り、明治20年から法律取調委員会委員として旧民法その他諸法典の編纂に従事するも、明治23年の旧民法・商法・民事訴訟法・裁判所構成法の元老院審議につき、早期成立を焦る山田顕義法相が逐条審議を省略したことに反発、同年開設の帝国議会において貴族院勅撰議員となった村田は、延期派に合流し、明治25年第3議会において民法商法施行延期法律案を貴族院に提出、結果は、周知のごとく、延期派の勝利に終わった。

2 こうした法典論争時の経緯から、民法分野における村田の評判はすこぶる悪いのであるが、水産業の分野では、村田は大恩人である。彼と水産業の関わりは、ドイツ留学当時、グナイストから日本の水産業につき質問され、ベルリンの万国水産博覧会に接したことに端を発する。その後、明治23年行政整理による水産局の廃止に憤慨した村田は、時の農商務大臣・陸奥宗光に談判し、代行機関として水産調査所を開設させ、明治30年にはついに水産局を再興させた。また、法典調査会委員となった明治26年に



撮影年月日不明⁶⁾

は漁業法案を議会に提出し、水産調査委員長にも就任、水産業振興のため国内を東奔西走した功績に対して、民法典施行の年である明治31年には、小松宮彰仁親王より「水産翁」の号を賜っている。要するに、村田は、ただ単純に「意思の強い剛情な気性」(大隈重信)、

「非常な熱血家で負嫌ひ」(清浦奎吾)の人なのであり⁷⁾、法典論争時には、それがたまたま延期側に働いたというだけである。

3 それゆえ、現行民法典につき賛成に転じた村田は、明治29年3月17日の民法前3編に関する貴族院審議では、伊藤博文首相の理由説明に続いて、議院規則にはない異例の法案擁護演説を行って、蜂須賀茂韶議長を困惑させ⁸⁾、明治31年6月10日の後2編に関する貴族院審議でも、早期の法案成立に向けて不規則発言を繰り返す⁹⁾。こういう剛情な熱血漢は、ひとたび味方になると誠に心強い。

4 だが、彼の熱血漢の真骨頂は、大正3年シーメンス事件の際の、山本権兵衛首相に対する弾劾演説であろう。第31議会1月23日衆議院での島田三郎の追及に端を発したこの問題につき、3月13日貴族院演説に立った村田は、「若し今大西郷が居られたならば、閣下も亦切腹せられるべき一人ではないか」¹⁰⁾「抑も人に辞職を勧告しながら、己は辞職せぬと云ふやうな不徳義千萬なる卑劣漢は、日本国に閣下の外にはない」と糾弾し、議院法92条(前段「各議院ニ於テ無礼ノ語ヲ用キルコトヲ得ス」)違反との徳川家達議長の注意に対して、議場を瀆したことを詫び、永年の厚意に謝意を表した後、演説を終えると同時に貴族院議員を辞した¹⁰⁾。その後は鎌倉名越に隠遁し、大正14年1月7日没。享年83歳。

6) 〔写真出典〕山口昌男(監修)『日本肖像大事典(下巻)』(日本図書センター、1997年)86頁。

7) 大日本水産会(編)『村田水産翁伝』(大日本水産会、1919年)135頁。

8) 広中俊雄(編著)『第9回帝国議会の民法審議』(有斐閣、1986年)75～76頁。

9) 第12回帝国議会貴族院議事速記録第16号11頁。

10) 大津淳一郎『大日本憲政史(第7巻)』(宝文館、1928年)269頁以下参照。